

部活動指導員配置支援にかかる補助年限の見直しの考え方について

- 部活動指導員の配置に関する補助金の交付については、地方スポーツ振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱の別記2において、「同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が5年以内のものに限る。ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、この限りではない」と規定しています。

前段の「同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が5年以内のものに限る。」という規定は、中学校における部活動指導員の配置支援事業開始時より、学校から部活動を切り離し、地域移行を促していく観点から5年間と限定していたものです。しかしながら、地域や競技によっては、受け皿となる体制の整備や指導者確保の観点において、未だ部活動の地域移行に時間を要している状況もあります。

- また、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」では、部活動の「地域移行」について、①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制などの整備を進めることが考えられるとしています。なお、直ちにこうした体制を整備することが困難な場合には、当面、部活動の「地域連携」として、部活動指導員等を適切に配置し、活動環境を確保することが考えられるとしています。

その上で、休日の部活動の地域連携・地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を見直すこととしています。都道府県・市区町村に対しては、例えば推進計画の策定等により、方針や取組内容、スケジュール等を周知するよう示しており、国としても、進捗状況を把握・検証することとしています。

- これらの状況を踏まえ、規定の後段のとおり「令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、5年を超えることになる部活動指導員について、引き続き配置支援の対象とすることとしています。
- 具体的には、改革推進期間において、引き続き部活動指導員の配置に取り組むとともに、今後の地域連携・地域移行に関する方針を策定済又は策定予定の自治体については、当該部活動指導員の配置に係る補助金の交付申請を行うことを可能とします。